



淡路島の五色町にある断食道場に行った。朝7時に起き、医師の診察を受け、ジュース3杯と2の水を飲み、夜10時に寝る毎日であった。たくさん持ち込んだ本のページは進まず、美しい景色を見る余裕も無かった。これほど強い空腹感は生まれて初めての経験であった。終わって最初にした事は吉野家探しであった。明石海峡大橋を渡って、やっと食べる事ができた。高い牛丼だった。6日間で4キロ減量し、帰宅後すぐ6キロリバウンドした。

(竹内)



平成22年度税制改正

現在、国会にて平成22年度税制改正が審議中です。3月下旬を目途に正式決定されることが見込まれますが、特に重要な改正項目をまとめてみました。

所得税関連

・扶養控除の縮小

年少扶養(0~15才)分が廃止。特定扶養のうち(16~18才)分が縮小。

・上場株式の配当・譲渡所得の非課税口座の創設

取得対価300万円(3年間で)までの上場株式の運用益が非課税となる口座。

・小規模企業共済の拡充

法人税関連

・100%グループ企業間の譲渡損益の繰り延べ

グループ企業間の一定の資産の譲渡損益への課税が、繰り延べられます。

・100%グループ企業間の寄附金の損益不算入

グループ企業間での寄附金収受にかかる損益が、税務上、ないものと扱われます

・特殊支配同族会社の損益不算入制度の廃止

・中小企業倒産防止共済の拡充

資産税関連

・住宅取得等資金の贈与の非課税措置の拡充

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた時の非課税特例が拡充されます。
(平成22年中贈与は1,500万円、平成23年中は1,000万円を限度)

・小規模宅地等の計算特例の縮減

相続人が事業・居住を継続しない場合の特例の廃止ほか。

・定期金に関する評価の見直し

消費税関連

・いわゆる自動販売機還付スキーム等への規制

(大寺)



健康保険・介護保険料の料率が3月より変更になります

徳島県健康保険料率 9.39% (個人負担は、4.695%)

介護保険料率 1.50% (個人負担は、0.75%)

個人ごとに保険料をお知らせいたしますので、給与計算の時にご確認くださいませようお願いします。

➡ 今一度、お手元の就業規則の内容を見直してみませんか？

昔に作成された就業規則の内容は、過去に幾度かの法改正があり、現在の法律の基準に達していないことが多いです。この場合、法律以下の規定ですので、問題が生じれば就業規則通りとはいかなくなります。

また、4月より時間外労働の割増賃金率の変更などの改正、6月より育児・介護に関する法律の改正があります。ますます複雑化してくる労務管理等に打ち勝つためには、就業規則の作成は不可欠です。まずは、今回の法改正を機に見直し、作成を考えられてはどうでしょうか？

たとえば>>>高年齢者雇用確保措置（継続雇用制度について）の概要

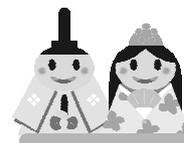
平成18年4月1日から、事業主は以下の措置を講じなければならないこととなりました。定年（65歳未満の者に限り）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳まで（注1）の安定した雇用を確保するため、下記のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

高年齢者雇用確保措置

定年の引き上げ

継続雇用制度（注2）の導入

定年の定め廃止



ただし、事業主は、労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、の措置を講じたものとみなします。

(注1)この年齢は男性の年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げスケジュールにあわせ、男女ともに平成25（2013）年4月1日までに段階的に引き上げていくものとします。

(注2)継続雇用制度は「現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度」をいいます。 （宮本）

3月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届
<概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事>（労働基準監督署）
- 31日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（社会保険事務所または健康保険組合、公共職業安定所）

有期事業概算保険料延納額<4月～7月分>の納付（労働基準監督署）

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

1. 21年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日
2. 所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
3. 21年分所得税の総収入金額報告書の提出
提出期限…3月15日
4. 確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
5. 個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヵ月以内)
6. 20年分所得税の更正の請求 請求期限…3月15日
7. 贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
8. 個人の道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
申告期限…3月15日
9. 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月10日
10. 個人事業者の21年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…3月31日
11. 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…3月31日
12. 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(21年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日
13. 法人・個人事業者(21年12月分及び22年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…3月31日
14. 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>…半期分
申告期限…3月31日
15. 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日
16. 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…3月31日

(資産税係)

マンション取得で消費税還付ができなくなる？！

今月も税制改正の話題です。

改正では、課税を選択した免税事業者あるいは新設法人(資本金1000万円以上で設立2年間)が、税抜きで100万円以上の資産(調整対象固定資産)を取得した場合には、その取得から3年間は免税事業者に戻れず、また簡易課税制度の選択もできないこととなります。

消費税法第33条で、課税売上割合が大きく変動した場合には、調整対象固定資産を取得した期の翌々期において調整する必要があると定められています。これによって、マンション等の取得にかかる仕入税額は、3年目に調整が行われ、還付税額が取り戻されることとなります。

国会で決議されれば、平成22年4月1日以後に課税事業者選択届書を提出した免税事業者および同日以後に設立された法人に、条規の改正が適用されることとなります。
(坂田)

(医療係)

医薬品の新販売制度がスタート！！

昨年の6月1日より一般用医薬品(大衆薬)の販売方法が変わりました。内容としては

リスクの程度に応じて、一般用医薬品が3つのグループ(リスクが高いものから第1~3類医薬品)に分類。(リスク分類)

購入する薬のリスク分類により、専門家の関わり方や陳列方法が変更。

各分類について対応する専門家は、第1類は薬剤師、第2類と第3類については薬剤師または登録販売者となっており、第2類と第3類はコンビニなどでも手軽に医薬品を購入することができるようになってきています。

(後藤)

(会計制度)

税務と会計の相違点 2

前回は、(財務)会計と税務(会計)という複数の会計は、2つの異なる目的に対応するために存在する、と申し上げました。今回は、会計と税務の考え方の相違点について、その概略を述べてみたいと思います。

例として、運送業を営んでいる会社で、今期、大型トラックの修繕を行っており、費用は契約で「来期サイコロを振って、偶数の目が出たら200万円を支払う(奇数ならゼロ)」ことが決まっているケースを考えてみます。

税務では、今期計上すべき損金(税務上の費用)はゼロとなります。金額が確定しない限り、たとえ修理したのが今期であっても損金を計上することは原則として認められない、というのが税務の考え方です(債務確定主義)。

一方、会計では費用が100万円(200万円×1/2)計上されます。金額を合理的に算定できる限り(サイコロで偶数の目が出る確率は1/2であると合理的に説明することが出来る限り)、「今期修繕を行った」という企業の実態を正確に表現することが重視されているのです。

(渡邊)

(建設係)

南海大地震はもうそこまで??

22年1月12日にハイチ大地震が発生しました。建物は倒壊し、死者は最大23万人を越えるといわれています。私達も地震国として常に地震の脅威と隣り合わせな事を考えると、決して他人事とは思えません。21年8月に総務省から発表された防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況によると、**徳島県は57.9%で全国第3位**。ちなみに、神奈川県が87.5%で第1位、全国平均は65.8%となっております。この結果をみて、認識も対策もまだまだ低いように思えますが…皆様の地震対策はどうでしょうか？

(待田)



先月号の役職員紹介、いかがでしたか??
 好評の声もいただきましたようで・・・大変嬉しく思っております (^
 先月号に引き続きまして・・・役職員紹介 第2弾!!
 どんどん紹介していきますので、最後までお付き合いください(^)v



(平野)

総務部長 佐野充



40年近くハム(アマチュア無線)を趣味にしてきました。短波を使用して簡単な設備で遠距離の通信ができるのが何よりの魅力。世界の330余の国と地域のうちこれまでにその310ほどと交信できています。ハムはその国、その社会の安定度の尺度とも思えます。30年位前にはハムを禁止していた中国が今やハム大国となった反面、イラクやアフガニスタンからはここ10年ハムの電波が途絶えています。中東諸国の安定化が待たれます。 (佐野)



税務部 第1課 課長補佐 仁木時子

1月号では雨傘を盗んだ高校生を自転車で追いかけた事を紹介させていただいた仁木時子と申します。今から約5年前の事でした。事務所1階の駐輪場に到着するなり、当社職員(第2課の坂さん)の自転車で掛けてあった傘を盗もうとしている現場に遭遇しました。その高校生はもう成人となっていることでしょう。立派な社会人になっていることを祈るばかりです。



(仁木)

税務部 第2課 課長補佐 岡田

彼女の得意技は、お客様と親しみを持って接する事です。特に年配の方にはこの上ない??笑顔で対応します。苦手な事は当然、他人行儀に振る舞う事、であります。他に彼女は年の大半、マスクをつけています。本人曰く、多様な花粉症が真冬以外の季節にあり、唯一ない冬はインフルエンザ対策だったり、風邪だったりではほぼ毎日つけています。本人も顔の一部...だと言うくらい。マスクが無い時を見られた方は貴重な程...です。(笑) (井上)



税務部 第3課 課長補佐 東條

年齢不詳(ベビーフェイス)な外見にもかかわらず、3課の中では一番のベテランで、課長補佐でもあります。とっても穏やかで3課の中で唯一、和やかな雰囲気を作ってくれています。怒ったところを見た事がないので、誰か知っている人は教えて下さい(笑)

年季のはいった電卓を愛用し、いつも黙々と仕事をこなしています。お客様との信頼関係も厚く、何事にも妥協を許しません!!

(課員一同)

税務部 第4課 課長補佐 田中秀知

現在1児(男の子)の父親をしています。巷の噂では、誰が見てもすぐ親子だと分かるくらい瓜二つだそうです。どれだけ似ているかというと、某所で妻のママ友に遭遇した時のことです。私と子供を見るなり『そっくりとは聞いていたけど似すぎ!!』と大爆笑されました・・・。(似ているのは嬉しいけど、そんなに大爆笑しなくても(T_T)もし街で遭遇することがあれば大爆笑せず心の中で微笑んでやってください。



(田中)

税務部 第5課 課長補佐 井村智子

い 意外に打たれ弱く(>_<)
 む 無理をしすぎるところもあるけれど・・・
 ら らあ?? Σ(´▽`)
 と 得意先のためならば
 も 問答無用で
 こ 行動します!!



(課員一同)

社会保険部門 課長 宮本

若い頃はモテただろうなと思わせる、現在もそこそこ美人な課長は、社会保険部門の社員の中で一番背が低い『ちびっこ課長』です。背はちびっこですが、とても優しくて頼りになる大きな存在です。そんな自慢の課長は、梟(不苦勞)とラカタン(バナナ) とブラック珈琲 をこよなく愛し、子供達が県外へ出てしまった今、旦那様と二人きりの静か~な生活を送っています。食事の内容が一段と質素、かつ、手抜きになった事は間違いありません。でも、仕事面での手抜きは無きよう心掛けて取り組んでいますo(^ ^)o (社保一同)



さくら税理士法人
 さくら社会保険労務士法人
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
 〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
 ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
 Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
 TEL : 088-625-2556
 FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。